

第 20 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和 2 年 11 月 20 日 11:30~

場所 第二分庁舎 6 階 災害対策本部室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 議題

県内の感染状況について

県の対処方針の改定について

4 その他



感染モニタリング指標と現在の状況について <11月19日までのデータを反映>

令和2年11月20日
健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者の推移（実数・日別）



モニタリング指標と本県の状況について

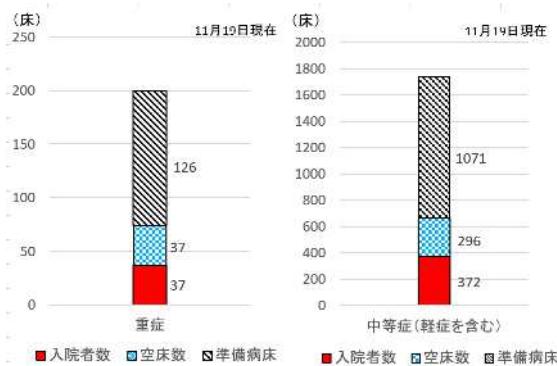


	医療提供体制等の負荷			監視体制		感染の状況			クラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合	②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	⑦クラスター発生状況			
本県の状況 (時点) ステージⅢの指標	病床全体 21.09% 409床 11/19	うち重症患者用病床 18.50% 37床 11/18	②療養者数 1055人 11/18	③PCR陽性率 7.44% 11/18	④新規報告数 1032人 11/19	⑤直近一週間と先週一週間の比較 多い (11/13 ~ 11/19 1032) / (11/6 ~ 11/12 729)	⑥感染経路不明率 52.0% 11/18	⑦クラスター発生状況 (医療機関) 5施設、計215人 (福祉介護) 11施設、計194人 (学校・大学) 0施設、計0人 (幼保児童) 0施設、計0人 (その他) 9施設、計126人 11/19		
本県における基準 ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 20% 1399床(※) × 0.2 ※疑似症含まない確実病床数	・最大確保病床の占有率 20% 200床 × 0.2	人口10万人当たり全療養者数(※) 15人以上 ※入院者・自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり15人／週 82.18×15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—		
本県における基準 ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 50% 1399床(※) × 0.5 ※疑似症含まない確実病床数	・最大確保病床の占有率 50% 200床 × 0.5	人口10万人当たり全療養者数(※) 25人以上 ※入院者・自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり25人／週 82.18×25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—		
本県における基準	9.70床 1399床(※) × 0.5 ※疑似症含まない確実病床数	10.0床 200床 × 0.5	2304人 (週平均329.1人／日)	10%	2304人 (週平均329.1人)	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—		

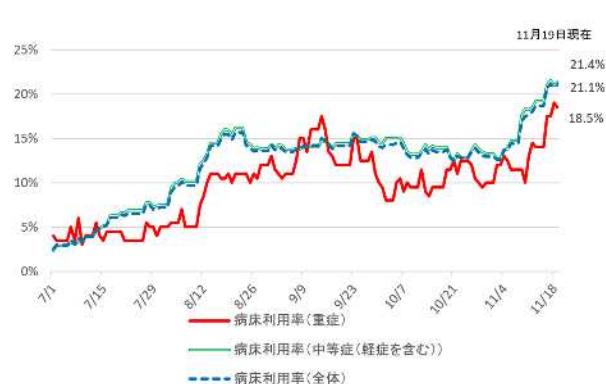
病床利用率（モニタリング指標①）



■病床利用率



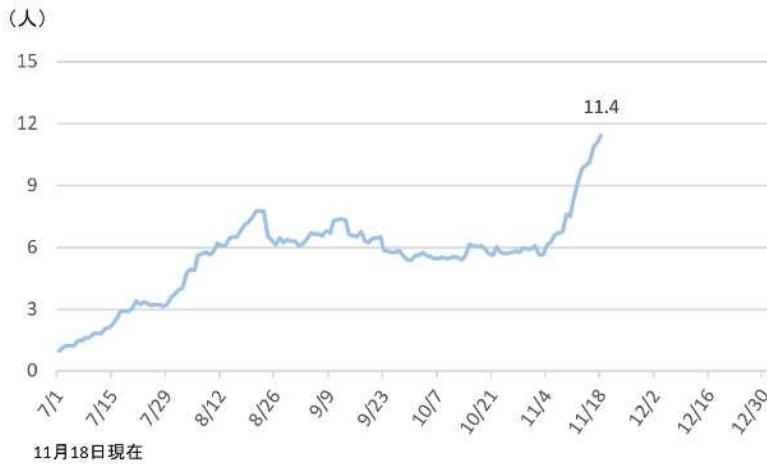
■病床利用率の推移



※入院者数+空床数=即応病床数
準備病床は、最終的な確保病床数（1939床=重症200床+中等症(軽症を含む) 1739床）から即応病床数を引いた数

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、病床全体及び重症用病床の各最大確保病床の占有率が20%以上であることを設定している。
※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日ににおける病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算

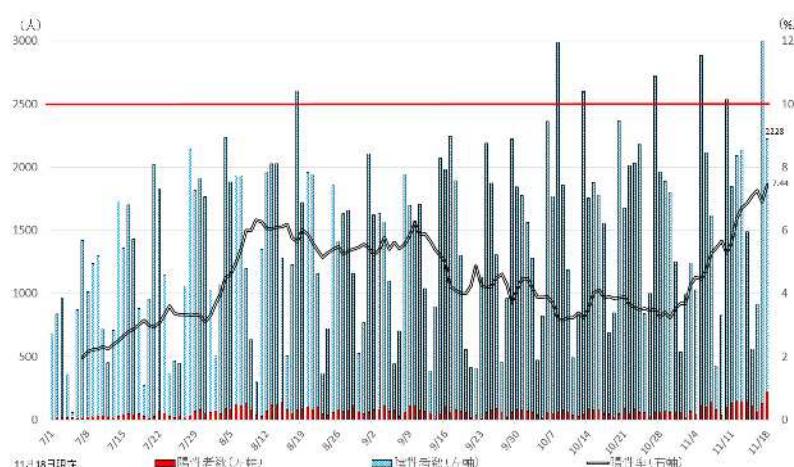
人口10万人当たりの療養者数の推移（モニタリング指標②）



※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、15人（／週）以上であることを設定している。
※各日における入院者（疑似症は含まない。）+自宅・宿泊療養者の合計数を人口10万人当たりに換算

5

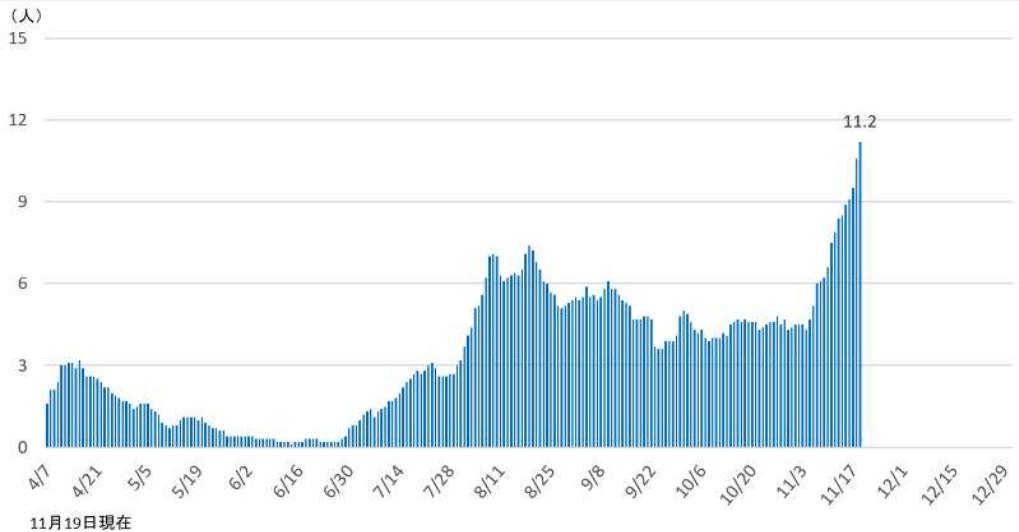
検査人数と陽性率の推移（モニタリング指標③）



※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、10%以上であることを設定している。
※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数+陰性患者数=検査人数。
陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

6

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)(モニタリング指標④)



※各日における週平均の感染者数を人口10万人当たりに換算

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、15人（／週）以上であることを設定している。

7

新規感染者の推移（増加率）（モニタリング指標⑤）



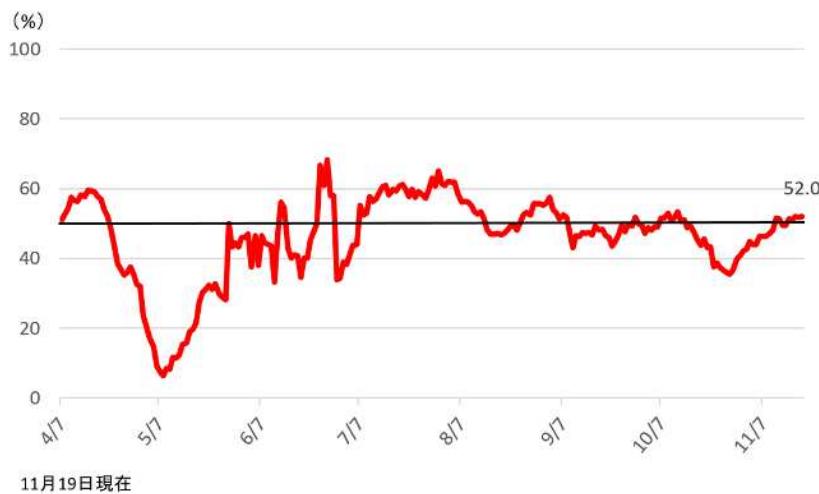
■直近2週間における増加率



■4月以降の各週増加率



感染経路不明率（モニタリング指標⑥）



※各日における週平均の推移。クラスターによる新規発生者を含む。
※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、50%以上であることを設定している。

9

クラスター未終結施設の状況（モニタリング指標⑦）



11月19日現在

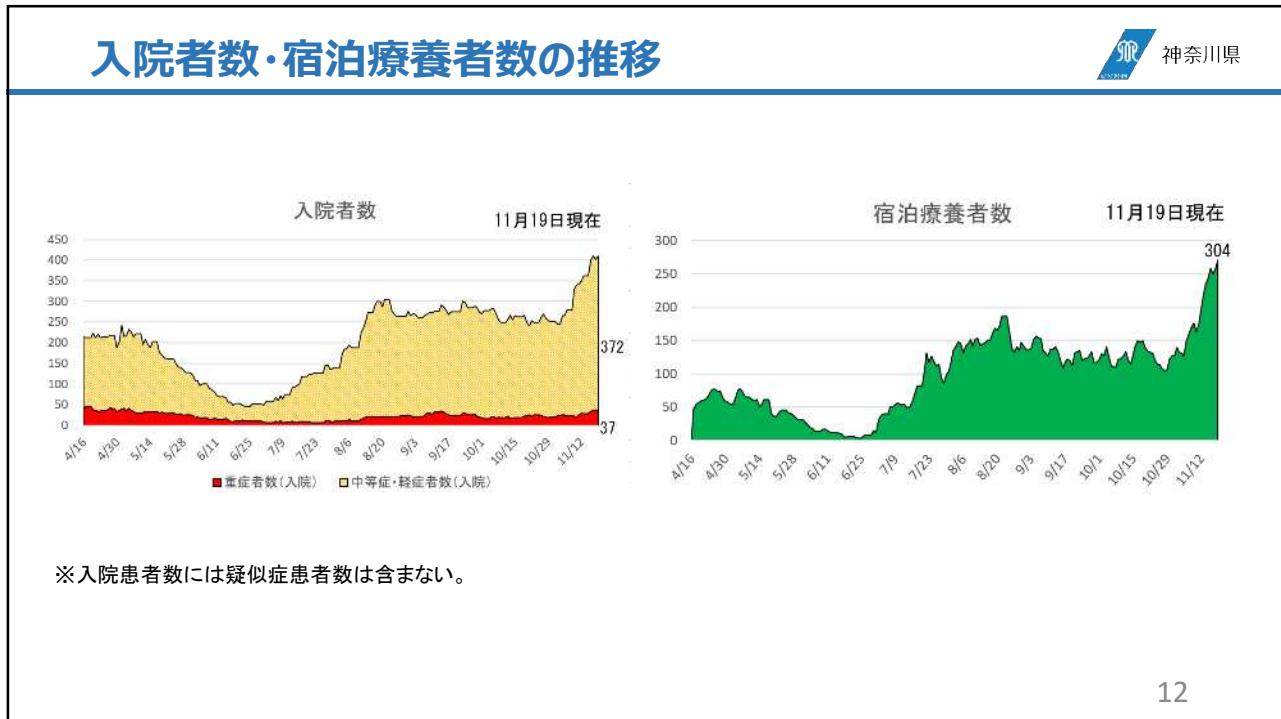
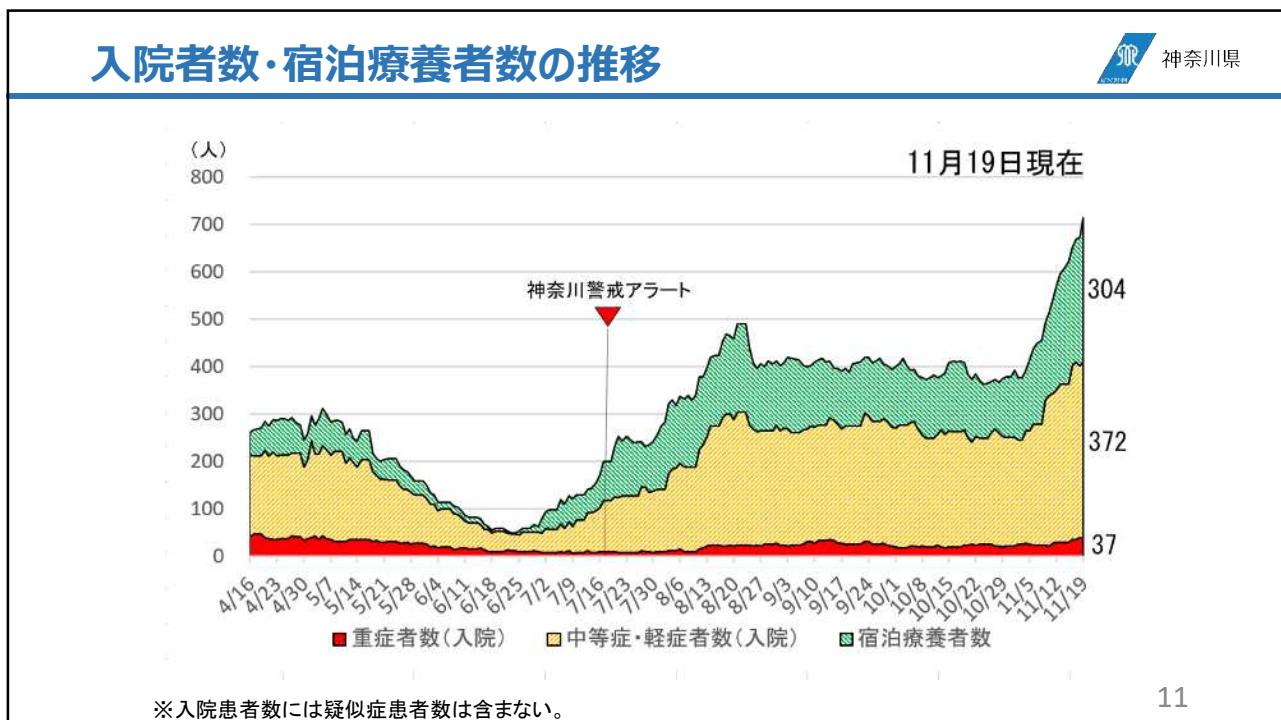
施設分類	施設数	陽性患者数
医療機関	5	215
福祉・介護	11	194
学校・大学	0	0
幼保・児童	0	0
その他	9	126

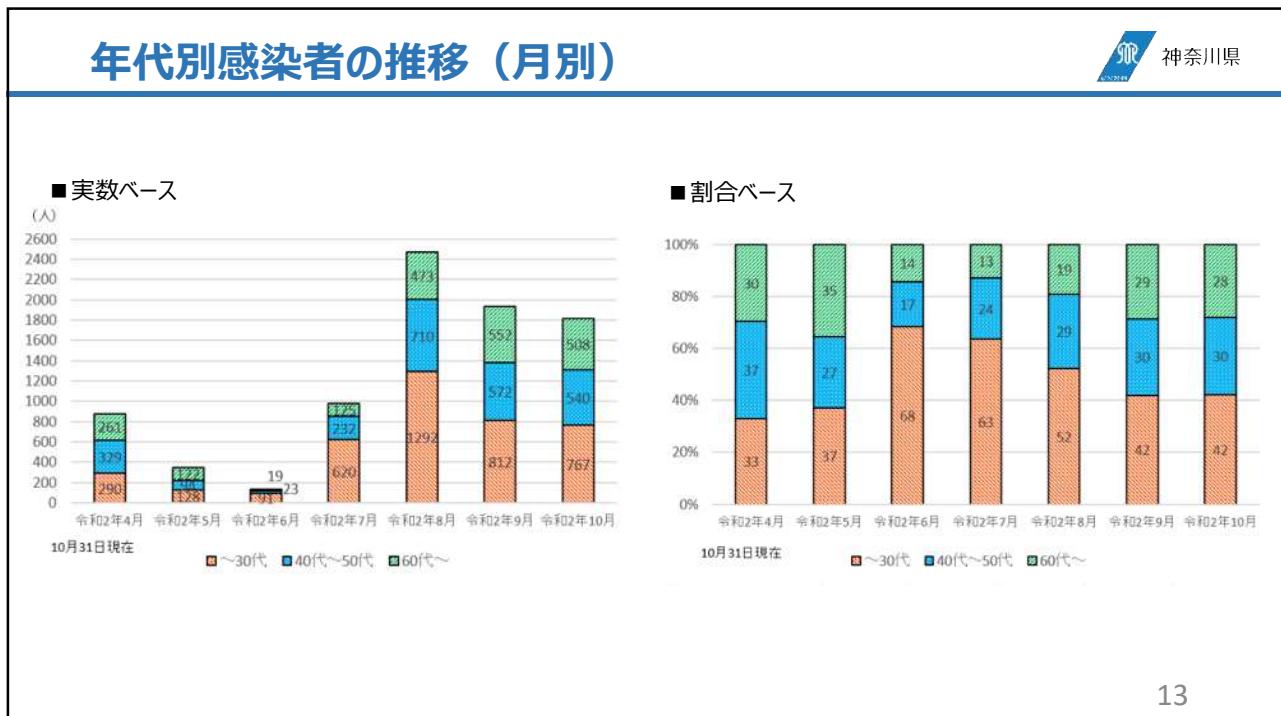
25 535

※クラスター：同一施設内において、接触歴等が明らかな5人程度の発生が確認された状況
(未終結の施設数及び陽性患者数を計上)

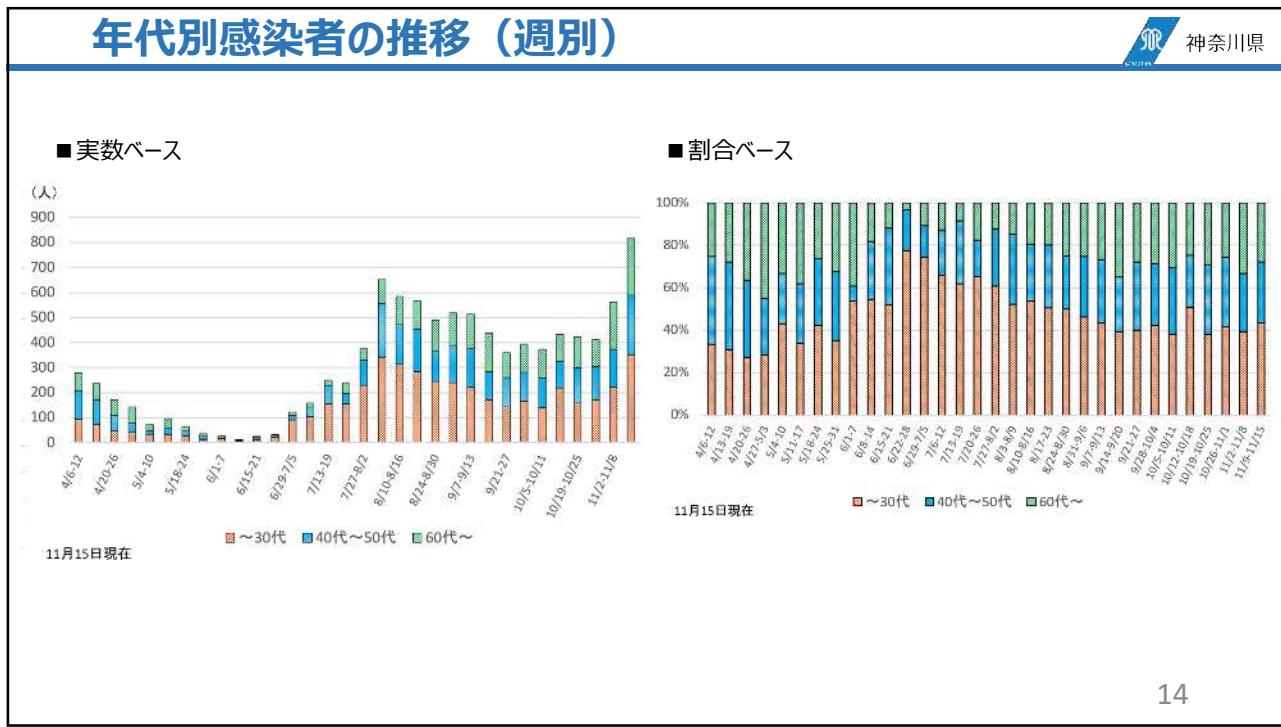
※未終結：最後の患者が発生してから28日を経過していない場合
(終結：最後の患者が発生してから28日以内に新たな患者が発生していない場合)

10

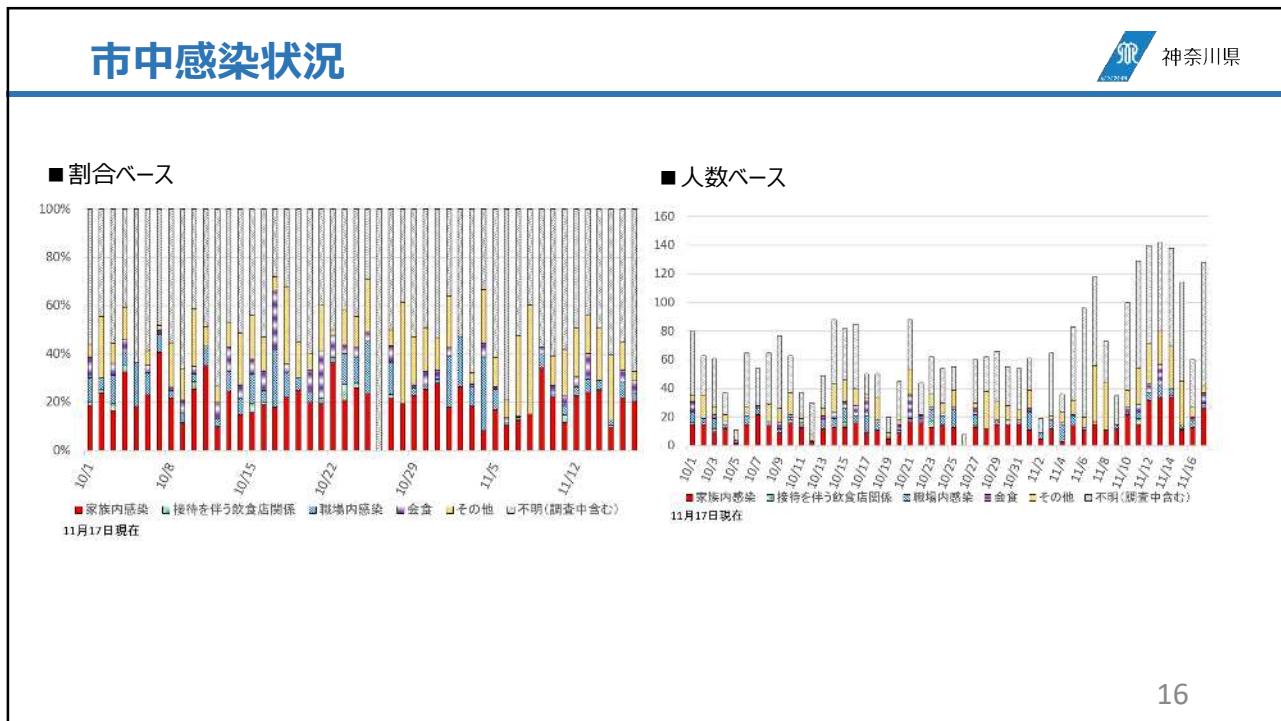
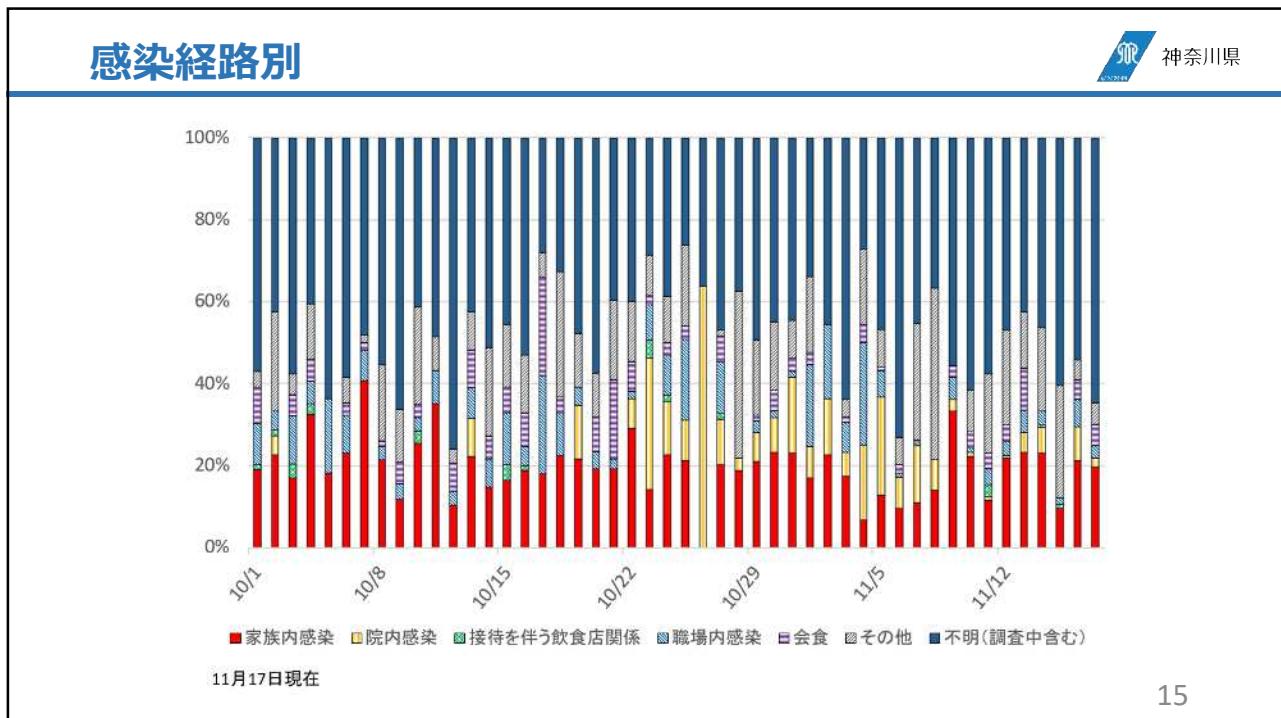




13



14





第三波到来に対応した 神奈川県の取り組み

神奈川県 健康医療局

2020/11/20

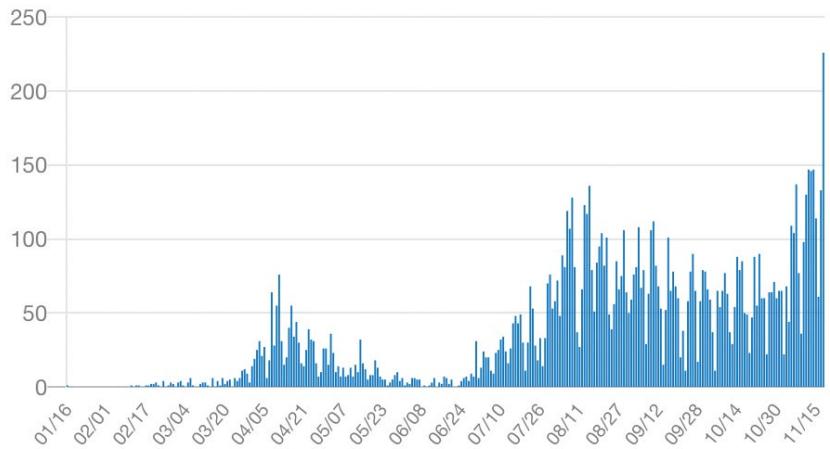
蔓延期に入った神奈川県

陽性患者数

226 人

11/18の速報値（前日比：+93人）

日別 累計



オープンデータへのリンク [□](#)

2020/11/19 08:50 更新

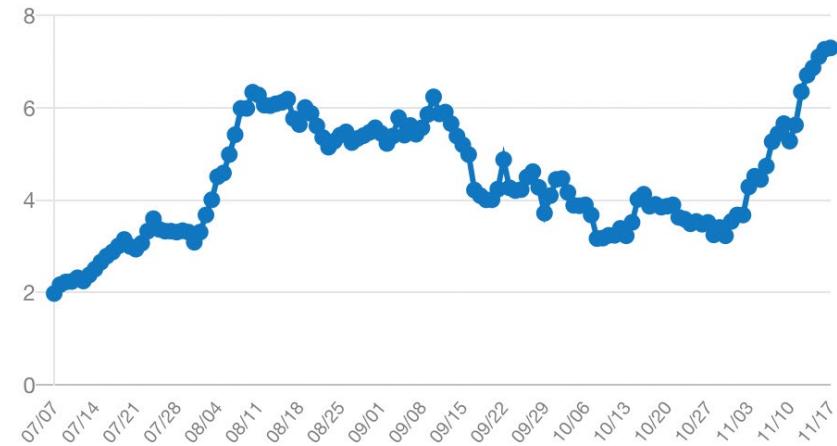
検査陽性率（過去1週間の平均）

7.3 %

11/17現在

(注) 日々のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値として算出(例えば、7月7日の割合は、7月1日から7月7日までの実績平均を用いて算出)

(注) 速報値として公開するものであり、後日確定データとして修正される場合あり



2020/11/19 08:50 更新

医療アラート発動に伴う医療体制の強化

第三波の到来を目の前に控え、医療機関・消防等と連携した医療体制を構築しなければなりません。

医療アラートの発動

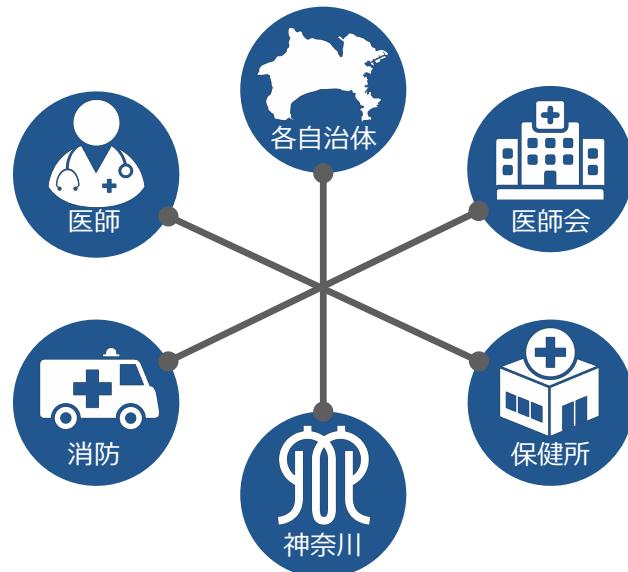
感染者が11月に入り急増してきたことを受け、神奈川県は14日、受け入れ体制の拡充を求める「医療アラート」を発出した。



出所：東京新聞「神奈川県が新型コロナで「医療アラート」発出 感染者増受け 累計1万人超え」

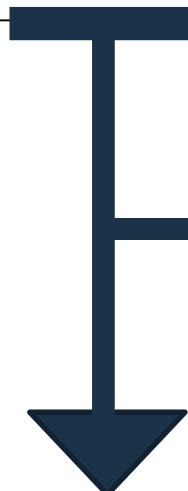
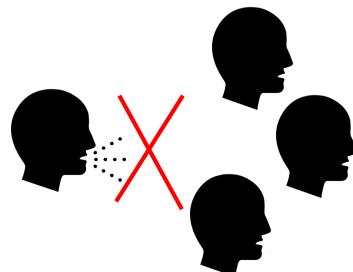
神奈川県全体で協力した医療体制を！

各医療機関・自治体等と協力し、早期に第三波に備えた医療体制を整える必要がある。



積極的疫学調査の目的

- 接触者、濃厚接触者を突き止めさらなる感染拡大を阻止



一般社会へのウイルス蔓延

- 疫学調査にて原因不明50%以上
- 感染経路の多様化

積極的疫学調査の質的低下

- 調査実施の遅延
- 簡便な調査

市中一般患者の積極的疫学調査の意義低下

積極的疫学調査の現状

- 発生届の受理日に、全ての疫学調査が終了せず2～3日を要することがある。(2保健所)
- 全ての調査を丁寧に実施できず、最低限の項目のみ聴取。(3保健所)
- 他自治体から依頼のあった濃厚接触者の検査の実施には2～3日を要する。(2保健所)
- 他自治体への濃厚接触者調査依頼に2～3日を要する。(2保健所)
- 集中検査は毎日実施(3保健所)
多い時には1日に複数箇所実施(2保健所)

積極的疫学調査&検査の重点化

高優先

- ① 医療機関（特に高齢者が多い施設）
- ② 高齢者施設・福祉施設等



中優先

学校/幼稚園・保育園の教員等



低優先

市中の一般感染



県と各保健所の協議で積極的疫学調査の重点化を実施可能にする

① 集中検査対応を強化

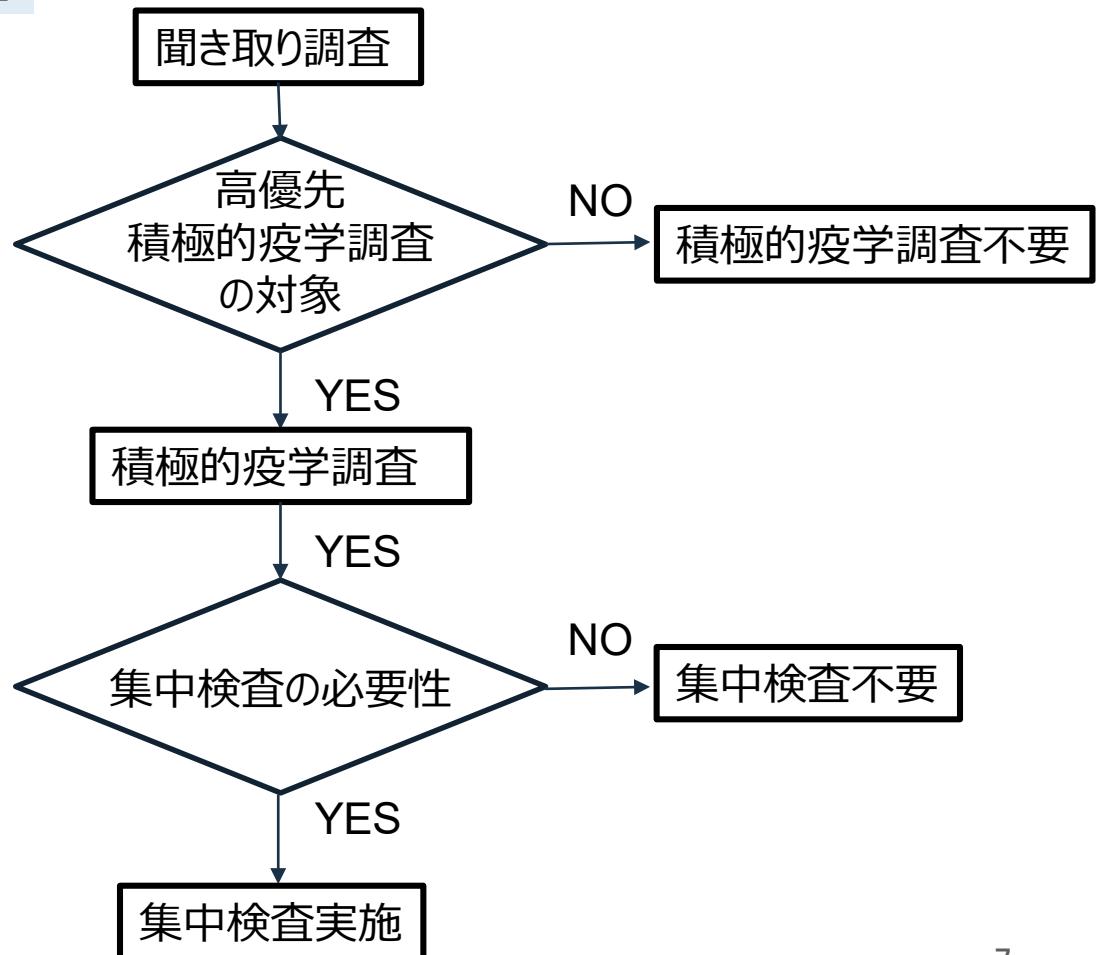
- ・ 迅速
- ・ 広範囲



② 優先すべき予防的検査

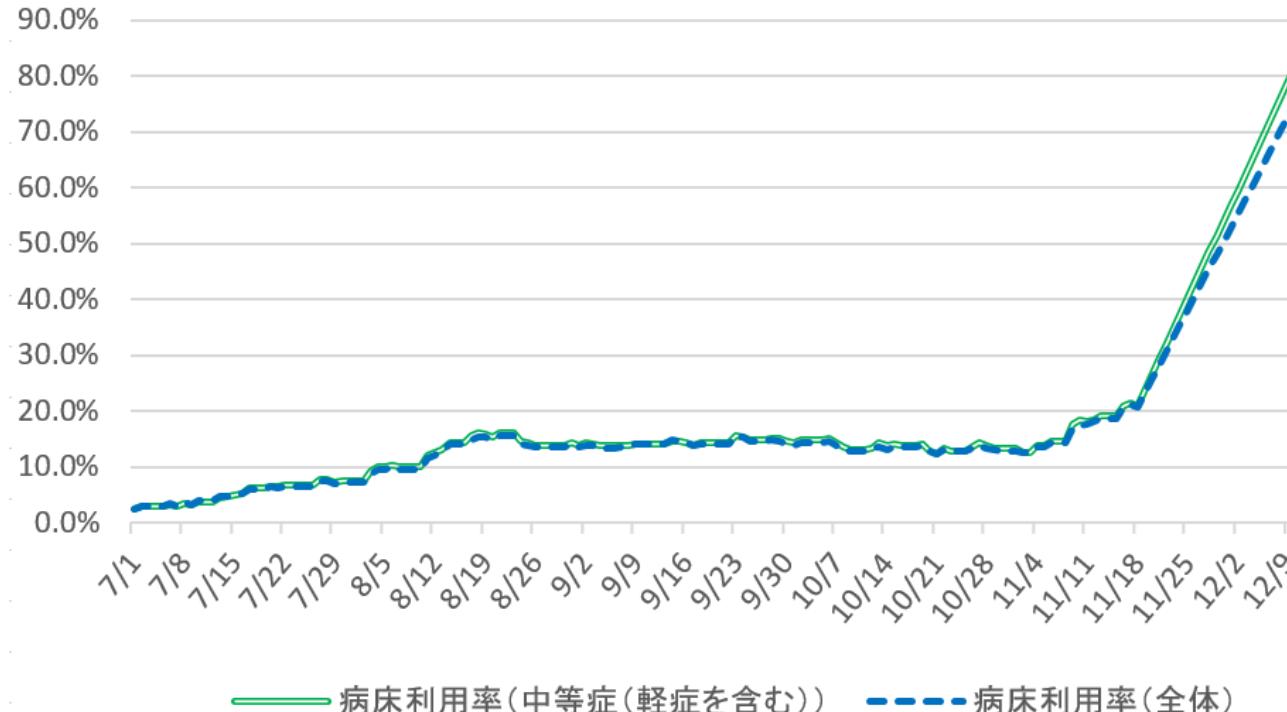
- ・ 蔓延防止対策が困難
精神・知的障害児者関連施設

積極的疫学調査の要否判断フロー

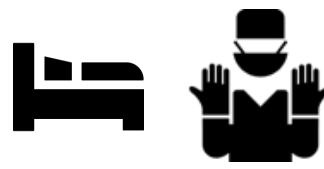


病床利用率の推移の予測

○今後の平均新規発生患者数／日が200人と仮定した場合に、今後の病床利用率がどのように推移するか試算したところ、12月上旬には最大確保病床（全体1939＝重症200+中等症1739）の70～80%に達する。



医療崩壊の阻止 病床、人的資源の有効活用



要入院患者増加への対応 病床の有効活用



年齢見直し・基礎疾患詳細



自宅・療養施設のモニタリングによる安全

11月27日開催の感染症対策協議会で検討

12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱を維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。

事務連絡
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1. (1) ①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1. (1) ②ア) を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%すること。

- これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ) のとおり取り扱うこと。

- これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができるこことする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1. (1) ②

ア) のとおり取り扱うこと。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、9月11日付け事務連絡1. (1) ②イ) のとおり取り扱うこと。

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

9月11日付け事務連絡1. (2) のとおり取り扱うこと。その上で、別紙4に該当するものについては、9月11日付け事務連絡1. (2) ①に示す「十分な人と人の間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙5のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

(3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

9月11日付け事務連絡1. (3) のとおり取り扱うこと。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療逼迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図ることとする。

① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底

関係各府省庁においては、関係団体が傘下会員等に対して、業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すとともに、必要に応じて、関係各府省庁又は関係団体から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリスト等を配布すること等により、業態に応じた感染防止策の理解促進を図るとともに、ガイドラインの遵守徹底に努めること。

また、関係各府省庁においては、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合など、必要に応じて、業種別ガイドラインのさらなる改善に向けた助言等を実施し、適切に改訂するよう促すこと。

② 建築物衛生法の立入検査等における周知

各都道府県等においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築

大規模イベントに係るクラスター対策については、10月27日付事務連絡においてクラスター対策・分析の組織体制を構築するよう対応をお願いしているところであるが、各都道府県においては、引き続き、関係部局間や政令市、中核市、保健所設置市等との役割分担やイベントにおけるクラスター対策についての組織的な対応について留意すること。特に、関係部局間の情報連携に留意すること。

また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、各都道府県においては、大規模イベントでのクラスターが確認された場合に加え、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

④関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂

関係各府省庁においては、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、関係団体、感染症等の専門家、内閣官房等と連携しながら、クラスターの状況を把握・分析するとともに、

- ・ 業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること、
- ・ 業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること

等により、再発防止に努めること。また、関係各府省庁においては、関係団体及び専門家等と連携し、前記③等で共有された情報等に基づき、クラスターの状況を把握・分析すること。また、必要に応じて、内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインのさらなる周知の徹底、改訂等の検討を促すこと。

なお、関係各府省庁においては、本事務連絡で示した考え方について、他の類型の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

イベント等における感染防止策を徹底するためには、業種別ガイドラ

インの遵守状況の継続的なフォローアップが不可欠である。関係各府省庁においては、関係団体と連携しながら、上記①～④の検討を継続的に行い、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を実施するための体制構築を図ること。

(2) 都道府県における事前相談、注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

なお、各都道府県においては、9月11日付事務連絡2.（1）のとおり、イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、必要に応じて、これまで別紙6の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙7及び別紙8の記載事項についても留意するよう促すこと。

(3) その他留意事項について

各都道府県、関係各府省庁においては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

令和2年11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて、現場での実践等の提言が出されたところである。別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、これまで周知を行ってきたところであるが、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて、関係団体とも連携しながら、事業者が、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

また、関係各府省庁においては、業種別ガイドラインの実効性を高めるべき旨の提言が出されたこと等を踏まえ、前記2.（1）に関連した業種にかかわらず、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合には、必要に応じて、前記2.（2）と同様に、業種別

ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化を検討すること。

4. 寒冷な場面における換気等について

冬期においては、寒冷地を中心に、通常の換気（定期的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定される。

各都道府県及び関係各府省庁においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、別紙10に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であること等から、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 宮坂・植田・石田・竹本・井上・寺井

直通 03（6257）3085

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしうる催物に限定して、収容率を100%以内にすることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めるここと ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外の場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> の例	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> の例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲 等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショーエ	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人ととの間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人ととの間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none">・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none">・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信・誘導人員の配置・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none">・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none">・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p>

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- ・ 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- 〔
- ・利用する駅の分散
 - ・混雑状況の周知・呼びかけ
- など
- 〕

5. 接触確認アプリ（cocoa）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、
感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

飛沫感染

※ 5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ
感染リスク増加

マイクロ飛沫感染

※ 5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
 - ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が
空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保

- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

基本的方向性

- これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をすること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- 各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- 必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

大声を出す

○合唱（演者間の距離）

- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

○合唱（演者間の距離）

- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

○合唱（演者間の距離）

- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・**講じる防止策**（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

・食事時の飛沫飛散の実測

映画館（別紙2）

- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の增加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

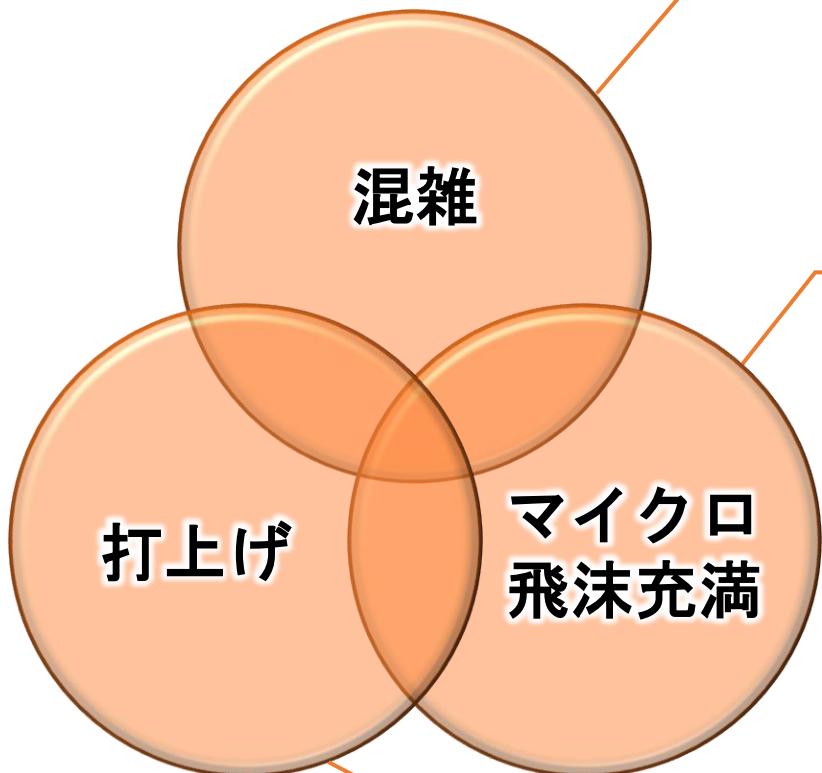
・感染防止策を講じた実証実績

野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）

- ・**移動時の適切な対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの**人数制限**、ビニールシート等を用いた**適切な対人距離の確保**
- ・**飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止**
- ・**大声が発生しないよう注意喚起**

- イベントが大規模化するについて、混雑、マイクロ飛沫充满、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い リスクが高まる場面



○想定される場面

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

密接・密集

接触・飛沫

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関

※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

密閉

マイクロ飛沫

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO₂濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路を利用する**よう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ 歌唱を行う場合のマスク着用

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寝の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

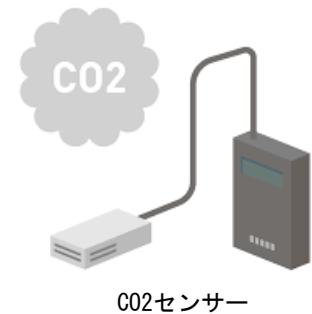
- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け（窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！）
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下（*）を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）を**100%以内**、**大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）を**50%以内**とする現行制限を維持した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に**100%以内**とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、**50%以内**とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期	イベントの類型	収容率
12月1日～ 当面来年2月末まで	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2） <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等 <p>50%（※）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定
令和2年5月25日改定
令和2年6月18日改定
令和2年7月9日改定
令和2年7月17日改定
令和2年7月29日改定
令和2年8月7日改定
令和2年8月19日改定
令和2年9月15日改定
令和2年11月20日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に4月7日に出された緊急事態宣言は5月25日に解除された。県は、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、同日、国が示した基本的対処方針を踏まえ、当面、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況や神奈川警戒アラートの指標の動向については、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベント自粛の段階的な解除（別紙）

- 9月19日午前0時をもって、別紙「3 緊急事態宣言解除後のイベント開催について」のとおり、自粛の要請を解除する。なお、イベント開催の制限緩和にかかる具体的な条件については、9月11日付け
及び11月12日付け国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア モニタリングと神奈川警戒アラートの発出

- 県は感染拡大に備え、（別紙）「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講すべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。
- 県は（別紙）「2 神奈川警戒アラート指標」に示す基準に達した場合、神奈川警戒アラートを発出する。
- 神奈川警戒アラートを発出した場合は、県民に「感染防止対策取組

書」が掲げられていない場所に行かないことを要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

イ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 再び、本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、改めて、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 サービランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・スマートアンプ法の導入によるP C R検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C－C A T）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

- 医療提供体制については、感染状況がステージⅢに移行することが見込まれる段階で、医療機関に対して病床拡大の要請を検討する。
なお、病床拡大を要請した場合は、2週間以内に必要な即応病床数を確保する。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 4月7日制定、5月5日最終改定の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は、緊急事態宣言解除に伴い5月25日をもって廃止する。
- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

ステージの指標	医療体制等の負荷		監視体制	感染の状況			クラスター発生状況
	①病床のひっ迫具合	②療養者数		④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合	
	病床全体	うち重症患者用	③PCR陽性率				
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%以上 (388床)	最大確保病床の占有率 20%以上 (40床)	人口10万人当たり全療養者数 15人以上 (1,383人)	10%	15人/10万人/週以上 (1,383人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50% —
ステージIVの指標	最大確保病床の占有率 50%以上 (970床)	最大確保病床の占有率 50%以上 (100床)	人口10万人当たり全療養者数 25人以上 (2,304人)	10%	25人/10万人/週以上 (2,304人)	直近一週間が先週一週間より多い。	50% —

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

2 神奈川警戒アラート指標

クラスターによる新規陽性患者数を含めて33人（人口10万人当たり感染者数2.5人（週）に相当する230人の1週平均数）以上となった場合、翌日までには「神奈川警戒アラート」を発出する。

3 緊急事態宣言解除後のイベントの開催について

時期		収容率	人数上限
5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔	200人
6月19日～	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔	1,000人
7月10日～	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人
9月19日～（※1）	イベントの類型	歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

※1 「9月19日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」は、イベント主催者及び施設管理者の双方において、「業種別ガイドライン」により、開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するために必要な感染防止措置が担保され、かつ、感染防止対策の取組が公表されている場合に適用し、それ以外の場合は、「7月10日～」の欄に記載の「収容率」及び「人数上限」を適用する。

※2 ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 今後のイベント開催の制限緩和は、国の動向や県内の感染状況を踏まえて検討する。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（＊入所施設を除く）

施設管理者は、類似する業態の団体が作成した業種別ガイドライン及び県作成のガイドライン等に基づく感染防止対策を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを複数箇所に掲示したうえで、順次運営を再開する。

なお、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1 「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2 「県立学校における今後の教育活動について」

5 年末年始の休暇取得の促進等

別添資料3 「職員の年末年始の休暇取得の促進等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和3年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

県立学校における今後の教育活動について

(令和2年11月20日現在)

<県立高等学校・中等教育学校における令和3年1月1日以降の教育活動について>

- 8月26日付け「県立高等学校等の8月31日以降の授業等の教育活動について(通知)」において、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続することとし、
 - ・校長が地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定
 - ・授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施しており、この措置は、当面(概ね年内)継続するとしていた。
- 現時点での県内の感染状況を踏まえ、県立高校等については、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要があることから、令和3年1月1日以降も引き続き、これまでの措置を当面(概ね年度内)継続する。

<県立特別支援学校における令和3年1月1日以降の教育活動について>

- 8月26日付け「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について(通知)」において、「県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮」し、「当面(概ね年内)当初のガイドラインで示した「通常登校」には移行せず、「時差通学・短縮授業」を継続する」とし、
 - ・登校時刻については、校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、検討・設定

(参考) 登校時刻 : 「通常登校」時は、概ね午前8時30分から午前9時
現在の時差登校は、概ね午前8時50分から午前10時

- ・下校時刻については、校長が、学びの保障(学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等)や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続(*)等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定

(参考) 下校時刻 : 「通常登校」時は、概ね午後3時から午後3時30分

- *学校は、児童・生徒等の放課後の居場所となっている「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を実施としていた。

別添資料2

- 現時点での県内の感染状況を踏まえ、県立特別支援学校についても、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要があることから、令和3年1月1日以降も引き続き、「時差通学・短縮授業」を当面（概ね年度内）継続する。

以上について、本日付で各県立学校長へ通知する予定。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合がある。

人第 2218 号

令和 2 年 11 月 6 日

各 所 属 長 殿

人 事 課 長

職員の年末年始の休暇取得の促進等について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、別添「地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について」（令和 2 年 10 月 30 日付け総行公第 155 号）のとおり依頼がありましたので、次の点に留意のうえ対応いただくよう通知します。

- 1 年末年始における人の流れを分散し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、働き方改革を推進する観点から、年末年始の休日（令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日）に加えて、その前後でまとまった休暇の取得を促進すること。
また、積極的に在宅勤務及び拡大時差出勤等を活用するなど、オフィーパーク通勤を推進すること。
- 2 これらの期間における業務の見直しや運営上の工夫を図り、職員が休暇の取得や在宅勤務等がしやすい環境を整備すること。

問合せ先
人事グループ 本島、稻田
内線 2169

總行公第155号
令和2年10月30日

各都道府県総務部長
(人事・労務担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事・労務担当課扱い)
各人事委員会事務局長

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
(公印省略)

地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について（依頼）

標記については、10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、「年末年始に関する分科会から政府への提言」等が行われたことを受け、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省等に対し、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組むよう協力依頼がなされたところです（別添1参照）。

これを受け、本日、内閣官房内閣人事局から各府省宛に「職員の年末年始の休暇取得の促進について（依頼）」が発出されました（別添2参照）。

つきましては、今般の提言の趣旨を踏まえ、また、国家公務員における取組を参考に、各地方公共団体においても、職員に対し年末年始の休日に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを奨励していただくとともに、これらの期間における業務（各種行事を含む。）について、見直しや運営上の工夫を行っていただき、職員の休暇取得に格段の御配慮をいただきますようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電話 03-5253-5544

知事メッセージ

11月に入って新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、一昨日は、226人、昨日は205人と200人を超える日が続いています。

県では毎日、感染状況をモニタリングしていますが、病床のひっ迫具合を示す指標のうち病床全体の利用率は、ステージⅢ（感染急増）の基準を超えるました。去る14日には、神奈川モデル認定医療機関に対して医療アラートを発動し、病床拡大を要請しましたが、入院患者の数が急激に増加しております、極めて厳しい状況となっています。

そこで、県は、医療崩壊を防ぎ、必要な入院体制を維持するため、現在の入院基準の見直しを検討していきます。

また、感染者が発生した場合に、感染の状況を追跡調査する、いわゆる積極的疫学調査についても、一部の地域ではすでに市中感染がまん延し、感染源を特定して感染拡大を防ぐという調査の目的を果たすことが難しい状況になっていることから、保健所設置市と協議の上、リスクの高い医療機関や高齢者施設などに重点化していきます。

これ以上感染拡大を防ぐため、県民の皆さんにお願いです。

ウイルスはどこにでもいるという意識を強く持って、県がこれまで推奨してきた、M：適切なマスク着用、A：アルコール消毒、S：アクリル板等でしゃへい、K：距離と換気、冬は加湿、のM・A・S・K、マスクによる基本的な感染防止対策を引き続き徹底してください。

飲食時には、感染リスクが高まりますので、大人数や長時間の会食は、極力避けてください。会食する場合であっても、感染防止対策取組書の掲示がない店は利用しないでください。また、会話による飛沫が感染に繋がりますので、飲食時以外はマスクを着用する「マスク会食」を実践してください。

県は、マスク会食の普及を図るキャンペーンに積極的に取り組んでいきます。飲食店に対して、アクリル板やサーチュレータ、加湿器を無償で貸し出す新たな取組も始めます。

さらに、「Go To Eatかながわ」についてですが、医療現場がひっ迫しており、県民の皆様とより強い危機意識を共有していくかなければならないと思っています。そのため、マスク会食が徹底され、感染状況が落ち着いてくるまでの間、知事の権限で委託業者に要請し、新規クーポンの販売は、11月25日から一時中断させていただきます。

このままでは、感染レベルをステージⅢ（感染急増）に引き上げることが避けられません。感染拡大防止には、県民一人ひとりの皆さんの日々の対策が鍵となります。

この難局を乗りきるため、県民総ぐるみでの感染防止に、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年11月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治



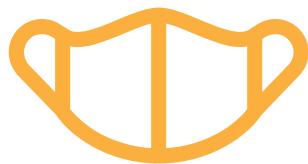
神奈川県

KANAGAWA

イメージ

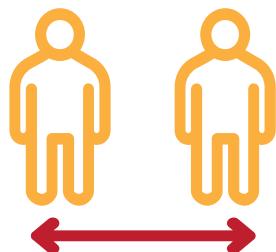
初詣は参拝時期を ずらしましよう

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて



マスクを
着用してください

距離を
とってください



控えめな会話に
ご協力願います



境内での
食べ歩きは
控えてください



※参拝する前に、寺社のホームページ等でも、参拝の際の注意事項を確認してください。

初詣の後に食事をする時は



マスク会食
を徹底してください



新しい
会食マナー マスク会食
会食時の新マナー「マスク会食」動画 配信中
神奈川 コロナ マスク会食 検索



感染防止対策取組書の
掲示がないお店は
利用しないでください

